

基発 0331 第 24 号

平成 28 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 34 物質が定められ、労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「がん原性指針」という。）が公表されている。

今般、日本バイオアッセイ研究センターにおいて 4-ターシャリーブチルカテコール他 2 物質について哺乳動物を用いた長期毒性試験を実施し、これについて厚生労働省労働基準局長が専門家を参集して開催した「化学物質のリスク評価検討会」の「有害性評価小検討会」において検討がなされた。その結果、これらの物質について実験動物にがんを引き起こすことが確認され、ヒトに対するがん原性は現在確定していないが、労働者がこの物質に長期間ばく露された場合に、がんを生ずる可能性が否定できないことから、がん原性指針により健康障害防止措置について指導を行うことが適当との結論が得られた。このため、厚生労働省労働基準局長が開催した「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」において、この物質について健康障害を防止するための対策について検討がなされ、がん原性指針に規定した措置と同様の措置を講じることが必要であると結論された。

また、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）において、エチルベンゼンの塗装業務について発がん性に着目した健康障害防止措置を義務付けているところであるが、がん原性指針においても、法令により規制の対象とされなかった業務のうち、所要の措置を講じる必要がある業務について、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 26 号）（以下「指針公示第 26 号」という。）」を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところである。これによりがん原性指針が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後のがん原性指針（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりである。

については、下記事項に留意の上、化学物質による健康障害を防止するために、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において指針公示第 26 号を閲覧に供する（指針公示第 26 号が厚生労働

省ウェブサイトに掲載されている旨を知らせることを含む。)とともに事業者及び関係事業者団体等に対してその周知を図り、各事業場においてこれらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるよう指導されたい。

また、主要な関係事業者団体に対しては、別添4により、改正指針の周知を図るよう要請したので了知されたい。

なお、本通達はがん原性指針の改正事項のみを示しており、改正指針の全般的事項については別途通達を発出するので、併せて了知されたい。

記

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまでがん原性指針が定められていた2-アミノ-4-クロロフェノール等34物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の4物質(カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「エチルベンゼンほか3物質」という。)である。

- ・エチルベンゼン(100-41-4)
- ・4-ターシャリーブチルカテコール(98-29-3)
- ・多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)
- ・メタクリル酸2,3-エポキシプロピル(106-91-2)

多層カーボンナノチューブのうち、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものは、哺乳動物を用いた長期毒性試験で発がん性が確認された、株式会社物産ナノテク研究所、ナノカーボンテクノロジーズ株式会社又は保土谷化学工業株式会社が製造した、MWNT-7(ナノサイズ(直径で概ね100nm以下)のものに限る。以下同じ。)及びNT-7Kであること。

これにより、MWNT-7又はNT-7K及びこれらを1%を超えて含有する物(以下「MWNT-7等」という。)について改正指針に基づく措置が必要となるが、MWNT-7又はNT-7Kをナノサイズ(直径で概ね100nm以下)を超える粒径に造粒したもの又はこれらが樹脂等の固体に練り込まれている状態のもの等を取り扱う場合であって労働者がMWNT-7又はNT-7Kにばく露するおそれがないときは、改正指針に基づく措置を要しないこと。ただし、当該造粒品や固体等を粉砕する等により労働者にMWNT-7又はNT-7Kへのばく露のおそれがある業務については、改正指針に基づく措置が必要となること。

エチルベンゼンについては、ガソリン等の燃料油にも含有されているが、リスク評価の結果、給油等の業務はばく露リスクが低いとされたことから、「ガソリンスタンド等における取扱業務」については、改正指針に基づく措置の対象業務には含まれないこと。ただし、エチルベンゼンに係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、当該業務においても、改正指針7(1)に示した措置を講じなければならないこと。

エチルベンゼンほか3物質について適用される措置は、エチルベンゼンにあつては、改正指

針3 (3)、4 (2)、5、6及び7 (1)、4-ターシャリーブチルカテコール及び MWNT-7 等
にあつては、3 (4)、4 (3)、5、6及び7 (3)、メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル
にあつては、3 (4)、5、6及び7 (3) であること。

第2 参考資料

1 物理化学的性質について

エチルベンゼン及びメタクリル酸2, 3-エポキシプロピルに係る物理化学的性質等の情
報については、「職場のあんぜんサイト」の GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報を参照さ
れたい。

2 作業環境測定について

改正指針によりがん原性指針の対象に追加されたエチルベンゼン、MWNT-7 等及び4-ター
シャリーブチルカテコールに関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標
(管理濃度等) については、関係者の利便性の向上のため、エチルベンゼン、MWNT-7 等及び
4-ターシャリーブチルカテコールを含めたがん原性指針対象物質について取りまとめた上
で、別途発出する予定のがん原性指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示す
予定であること。

第3 関係通達の改正

「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて (平成 17 年 3 月 31 日
付け基発第 0331017 号)」の別表第 2 を別紙のとおり改正することとしたこと。

第4 その他

MWNT-7 等を含むナノマテリアルについては、改正指針による措置に加え、「ナノマテリアル
に対するばく露防止のための予防的対応について (平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331013 号)」
によるばく露防止対策等が必要であることに留意すること。

別表第2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 エチルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
4 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
5 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6 オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
7 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
9 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
10 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

1 1 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
1 2 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
1 3 1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
1 4 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
1 5 2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
1 6 1, 2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
1 7 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
1 8 N, N-ジメチルアセトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
1 9 ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 0 N, N-ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 1 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

2 2 4-ターシャリーブチルカテコール	フィルター及び捕集管を組み合わせた相補型のろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 3 多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）	ろ過捕集方法	炭素分析法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
2 4 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 5 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 6 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 7 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 8 ノルマルブチルー2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 9 パラジクロルベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

30 パラーニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
31 パラーニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
32 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
33 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
34 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
35 1-ブロモ-3-クロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
36 1-ブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分析方法
37 メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針

平成 28 年 3 月 31 日健康障害を防止するための指針公示第 26 号

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（平成 24 年健康障害を防止するための指針公示第 23 号）の一部を次のように改正する。

2 中「アントラセン（120-12-7）」の次に「、エチルベンゼン(100-41-4)」を、「スチレン（100-42-5）」の次に「、4-ターシャリーブチルカテコール(98-29-3)、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)」を、「1-ブロモブタン（109-65-9）」の次に「、メタクリル酸 2，3-エポキシプロピル(106-91-2)」を加える。

3 中「クロロホルム、」を「エチルベンゼン、クロロホルム、」に、「クロロホルムほか 11 物質」を「エチルベンゼンほか 12 物質」に、「「クロロホルム等」」を「「エチルベンゼン等」」に改め、「クロロホルム等有機溶剤業務」の次に「、同号ロに規定するエチルベンゼン塗装業務」を加え、「クロロホルム等の」を「エチルベンゼン等の」に、「クロロホルム等を」を「エチルベンゼン等を」に改める。

4（2）中「クロロホルムほか 11 物質」を「エチルベンゼンほか 12 物質」に改める。

4（3）中「、対象物質」の次に「(メタクリル酸 2，3-エポキシプロピルを除く。)」を加え、「並びに 1-ブロモブタン」を「、多層カーボンナノチューブ(がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。)、1-ブロモブタン並びにメタクリル酸 2，3-エポキシプロピル」に改める。

5（1）中「クロロホルム等有機溶剤業務」の次に「、同号ロに規定するエチルベンゼン塗装業務」を加える。